

**神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例**

神奈川県議会議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和53年神奈川県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「並びに」の次に「横須賀市、」を加え、同条第2項中「南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域」を「次に掲げる区域」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 横須賀市及び三浦市の区域を合わせた区域
  - (2) 南足柄市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の区域を合わせた区域
- 第2条第5項を削る。

第3条の表中

|          |           |   |    |
|----------|-----------|---|----|
| 横浜市青葉区   | 横浜市青葉区    | 4 | を  |
| 横浜市青葉区   | 横浜市青葉区    | 3 | に、 |
| 川崎市多摩区   | 川崎市多摩区    | 2 | を  |
| 川崎市多摩区   | 川崎市多摩区    | 3 | に、 |
| 横須賀市     | 横須賀市      | 4 | を  |
| 横須賀市・三浦市 | 横須賀市及び三浦市 | 5 | に、 |
| 逗子市・葉山町  | 逗子市及び葉山町  | 1 | を  |
| 三浦市      | 三浦市       | 1 |    |
| 逗子市・葉山町  | 逗子市及び葉山町  | 1 | に  |

改める。

**附 則**

この条例は、次の一般選挙から施行する。

**（提案理由）**

三浦市選挙区を横須賀市選挙区と合区することにより、横須賀市・三浦市選挙区を設置し、当該選挙区の選挙すべき議員の数を定めるとともに、横浜市青葉区及び川崎市多摩区の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。